

# 融 資

◇奨学資金の貸付  
上限額を改正（引  
き上げ）します

広報2月号で「滝  
上町奨学資金制度」  
についてお知らせし  
ました。平成20年4月か  
ら、奨学資金の貸付上限額  
を改正（引き上げ）いたし  
ますので、お知らせいたし  
ます。

奨学資金の貸付は、本町  
民の子弟であって、家計の  
都合で学資の支払いが困難  
な方が対象です。なお、こ  
の制度の奨学金は無利子と  
なっております。

## ◎貸付上限額

- ・大学院生、大学生、短期  
大学生、高等専門学校第  
4、5学年及び専門学校生  
月額 50,000円
- （改正前25,000円）
- ・高等専門学校第3学年ま  
での者及び高等学校生  
月額 20,000円
- （改正前10,000円）

## 申込期限

・平成20年4月21日（月）

## ▼問い合わせ・申込先

教育委員会管理課学校教育係  
☎29-2111（内線59）

# 募 集

◇平成20年度危険  
物取扱者試験及び  
消防設備士試験

○危険物取扱者試験（第1回）

試験日

平成20年6月8日（日）

願書受付期間

平成20年4月21日（月）  
～5月1日（木）

試験の種類及び試験地

○甲種、乙種（第1類～第  
6類）、丙種

（札幌市・函館市・旭川  
市・北見市・苫小牧市・  
帯広市・釧路市（以上7  
市）

○乙種（第1類～第6類）、  
丙種

（倶知安町・小樽市・岩  
見沢市・滝川市・名寄市・  
留萌市・稚内市・網走市・  
紋別市・室蘭市・新ひだ  
か町・根室市（以上12市  
町）

合格発表予定日

平成20年6月30日（月）



○消防設備士試験（第1回）

試験日

平成20年6月8日（日）

願書受付期間

平成20年4月21日（月）  
～5月1日（木）

試験の種類及び試験地

○甲種（第1類～第5類）  
乙種（第1類～第7類）

（札幌市・函館市・旭川  
市・北見市・苫小牧市・  
帯広市・釧路市（以上7  
市）

合格発表予定日

平成20年7月7日（月）

※受験願書は滝上消防にあ  
ります（4月から配布）

## ▼問い合わせ先

滝上消防署予防係  
☎29-2049

◇平成20年度毒物劇物  
取扱者試験

試験の種類

○一般毒物劇物取扱者試験  
○農業用品目毒物劇物取扱  
者試験

○特定品目毒物劇物取扱者  
試験

試験日

平成20年7月31日（木）  
午後1時～午後3時30分

試験地

札幌市・旭川市・帯広市  
願書受付期間

平成20年4月1日（火）  
～5月15日（木）

合格発表日

平成20年9月4日（木）  
受験願書の配布

北海道紋別保健所及び  
北海道紋別保健所遠軽支所  
受験手数料

1万1千円（上記額面の  
北海道収入証紙を受験願  
書に貼付）

## ▼問い合わせ先

北海道紋別保健所企画総務  
課医療業務担当  
☎23-3108

## 自衛官を募集しています

採用区分	受 験 資 格	受付期間	試験日	試験種目
一般・技術 幹部候補生	20歳以上26歳未満 （22歳未満は大卒、見込含）	5月12日（月） まで	第1次試験 5月17日（土）	1次：筆記試験 （一般教養、専門） 2次：小論文、口述 試験、身体検査
歯科・薬剤 幹部候補生	専門の大卒（見込含）24歳以上30歳未 満、薬剤20歳以上26歳未満、薬学修士 学位取得者は28歳未満）		第2次試験 6月17日（火） ～20日（金）	

◇問い合わせ先 自衛隊紋別地域事務所 ☎23-2696

# INFORMATION

## 保 健

### ◇乳幼児医療費助成制度からのお知らせ

現在、町立病院で行っている医療費の現物給付（町が助成額を直接医療機関に支払う方法）が、4月1日から遠軽厚生病院でも出来るようになります。それにより、

遠軽厚生病院を受診した時は、自己負担額のみで支払いで済み、役場窓口での助成申請の必要がなくなりま

したがって、遠軽厚生病院を受診する時は、町から発行されている乳幼児医療費受給者証を被保険者証に添えて、必ず病院窓口へ提示

してください。提示しなかった場合は、現物給付が出来ませんので、今までどおり領収書を持参のうえ、役場窓口で助成の申請をしてください。

▼問い合わせ先  
保健福祉課保健係  
☎29-2111（内線80）

### 平成20年度から国民健康保険税の算定方法が変更されます。

#### （後期高齢者支援金分が追加されます）

医療制度改正により、平成20年度から創設されることとなった後期高齢者医療制度の運営に必要な費用を賄うため、国民健康保険等の各医療保険者は支援金を拠出することとなりました。

国民健康保険から拠出する支援金の費用負担については、1/2は国や道等からの補助金等が交付され、残りの1/2は国民健康保険に加入している全ての被保険者の皆さんに国民健康保険税として負担していただくこととなり、後期高齢者支援金分が追加されることとなります。

○後期高齢者支援金分にかかる税率等は以下のとおりです。

所得割額	1.90%
資産割額	10.00%
均等割額	6,600円
平等割額	5,000円
賦課限度額	120,000円

※医療分と介護2号被保険者分に係る税率については、変更ありませんが、医療分の賦課限度額は、53万円から47万円に引き下げられます。

◇問い合わせ先 保健福祉課保健係 ☎29-2111（内線80）

## 税金・各種使用料等は

### 郵便局でも窓口納付ができるようになります！

税金・各種使用料等の支払いは、平成20年4月以降に発行するの納付書から、役場窓口・信金・JAに加え、郵便局でも窓口納付することができるようになります（納付書に $\text{公}$ の表示のあるもの）。

【注意】平成20年3月以前に発行した納付書等は郵便局では窓口納付はできません。

### ○水道・下水道使用料の超過料納付書の発行方法が変わります

今まで超過があったときは、検針時に上下水道検針（超過料）納付書を発行していましたが、4月から超過があった場合は、後日超過料納付書を送付しますので、送られた超過料納付書を使って役場窓口、又は各金融機関（紋別信金・JA・郵便局）でお支払いください。

検針時は水量お知らせ表、及び口座振替領収書のみ配布します。

※口座振替を利用している方は変更ありません。

◇問い合わせ先 建設課 ☎29-2111水道係（内線37）・下水道係（内線38）